




令和5年度 医薬品販売制度に関する自己点検

【目的】

国民が安全に、そして安心してセルフケア・セルフメディケーションを行うことができるよう、OTC医薬品提供体制はもとより、私たち薬剤師が薬機法に定められた医薬品の販売ルールを遵守することは基本であり、常に点検・確認を行って、法令遵守された取り扱いと対応を確実なものとするため。

【自己点検 手順】

- 自己点検表（全体版）等のツール（以下QRコードや本会HPを参照）を用いて、自薬局・店舗の販売ルールの遵守状況の再確認を行う。
※自己点検表（全体版）による報告は必要ありません。不十分な項目があれば改善を行った上で、該当する全ての項目が適切に実施できる状態に改善していることを確認してください。

自己点検表（全体版）		要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認リスト		一般用抗原定性検査キットの取扱いについて	
------------	---	-----------------------	--	----------------------	---

(日本薬剤師会HP会員ログイン>OTC医薬品販売関連) (日本薬剤師会HP>新型コロナウイルス感染症に関する情報>薬局における新型コロナウイルス抗原定性検査キットの取扱いについて)

- 令和5年度自己点検【重点項目】として、下記の項目について遵守状況を確認し、不十分な項目があれば改善を行った上で、適切に実施できる状態に改善していることを確認してチェック☑を記入する。
- 令和5年度自己点検【重点項目】が完了したら、所属の都道府県薬剤師会へ報告する。



自己点検【重点項目】



■ 全ての薬局・店舗

OTC医薬品の取り扱いに関わらず、適切に実施していることを確認の上、確認欄にチェック☑を記入

No	点検内容	確認欄
1	当該薬局・店舗においてOTC医薬品（一般用検査薬を含む）の取り扱いがある	有☐・無☐

■ OTC医薬品の取り扱いがある薬局・店舗

適切に実施していることを確認の上、確認欄にチェック☑を記入

No	要指導	第1類	指定第2類	第2類第3類	点検内容	確認欄
2	○	—	—	—	薬剤師が購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している	☐
3	○	○	—	—	薬剤師が対面により ^{注1} 、書面を用いた情報提供及び指導 ^{注1} をしている	☐
4	○	○	△	△	情報提供及び指導 ^{注1} の内容を理解したこと、他に質問がないことを確認している（「△」は努力義務）	☐
5	○ ^{注2}	○ ^{注2}	○ ^{注2}	—	1人1包装単位で販売している（仕組みが構築されている）	☐

※注1：要指導医薬品のみ適用

※注2：「濫用等のおそれのある医薬品」が対象（1.エフェドリン、2.コデイン、3.ジヒドロコデイン、4.プロモバレリル尿素、5.ブソイドエフェドリン、6.メチルエフェドリンを含有する医薬品）

※「濫用等のおそれのある医薬品」の販売に際しての必要な確認事項は、自己点検表（全体版）で確認してください。

■ 一般用抗原検査キット（新型コロナ、新型コロナ・インフル同時）の取り扱いがある薬局・店舗

No	点検内容	確認欄
6	第1類医薬品のルールに従い、使用者の状況確認等を行い販売している	☐
7	薬剤師が購入者に対し、検査の実施方法及び次の項目を説明し販売している 1.偽陰性の可能性があること 2.陰性証明として用いることができないこと 3.陰性でも症状がある場合の受診勧奨等 4.陽性の場合の受診勧奨等 5.陰性でも感染対策を行うこと	☐

該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した。

確認欄

☐

薬局・店舗名		管理者名	
TEL・FAX			